

令和5年度 第2回 横浜市いじめ問題対策連絡協議会 次第

日時：令和5年 10月 20日（金）15：00～17：00

会場：横浜市庁舎 9階共用会議室 N-12

1 教育委員会あいさつ

2 協議

- (1) 12月のいじめ防止啓発月間における取組について [資料1-1・2]
- (2) 12月のいじめ市民防止フォーラムの内容について [資料2-1・2]

3 その他

- (1) 令和4年度「暴力行為」・「いじめ」・「長期欠席」の状況調査結果について [資料3]
- (2) 令和5年度横浜市いじめ防止啓発月間における取組の記者発表資料確認について（依頼）
[資料4-1・2]
- (3) 【参考】ピンクシャツデー2024 in 神奈川について [資料5]
- (4) 令和6年度 いじめ問題対策連絡協議会開催について [資料6]



「きずついているかも」という子どもを見かけたら

12月は横浜市いじめ防止月間です



まえ しゅくだい わす
この前、宿題を忘れた
子がいてね



わたし の みる
私のノートを見せてあげるから、
写せばいいよ！

み せて ほしい わけ じゃ なく て
ちゃん と 自分 で や り た い ン
だけ だ な …

学校では「傷ついている子はいないか、傷つけてはいないか」という視点でいじめを捉え、“傷ついている子”と“傷つけたと言われた子”の間に入って、どうしたらよかったのかと一緒に考えます。そうして、丁寧に対応することで子どもたちの人間関係のスキルを伸ばしながら、重篤な事案の発生を防ぎます。

それでそのあと、先生と一緒に
それぞれがどうすればよかったか
を考えたん



あいて こ いや おも きず
相手の子が嫌な思いをしたり、傷ついたりするこ
ともいじめになるのね。地域の大人も子ども
ちの様子を気にかけて見守らなくちゃね。

●いじめ防止対策推進法
この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「傷ついているのかも」という子どもを見かけたら あなたにできること

- ・大人の方から、積極的に「どうしたの？」と声をかける
- ・普段から子供たちの様子を気にかけて見守る
- ・地域の大人同士のコミュニケーションを増やし、かかわりを深めることで、子どもたちを見守るネットワークを強化する
- ・子どもが安心できる居場所づくりを進める



ある日、友達の輪に入れずさびしそうにしている子を見かけて…

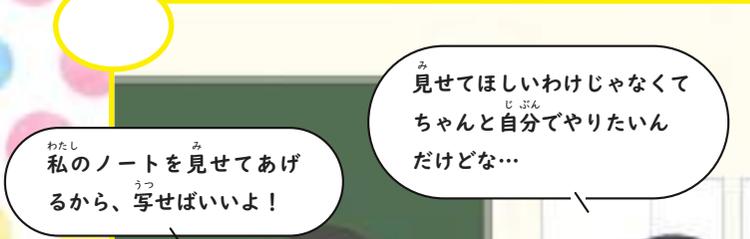
どうしたの？

「きずついているかも」 という子どもを見かけたら



●いじめ防止対策推進法
この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

12月は横浜市いじめ防止月間です



相手の子が嫌な思いをしたり、傷ついたりすることでもいじめになるのね。地域の大人も子どもたちの様子を気にかけて見守らなくちゃね。

「きずついているのかも」という子どもを見かけたら あなたにできること

- 大人の方から、積極的に「どうしたの？」と声をかける
- 普段から子供たちの様子を気にかけて見守る
- 地域の大人同士のコミュニケーションを増やし、かかわりを深めることで、子どもたちを見守るネットワークを強化する
- 子どもが安心できる居場所づくりを進める



ある日、友達の輪に入れずさびしうしている子をみかけて...

学校では「傷ついている子はいないか、傷つけてはいないか」という視点でいじめを捉え、“傷ついている子”と“傷つけたと言われた子”の間に入って、どうしたらよかったのかを一緒に考えます。そうして、丁寧に対応することで子どもたちの人間関係のスキルを伸ばしながら、重篤な事案の発生を防ぎます。

横浜市いじめ問題対策連絡協議会

横浜地方務局 神奈川警察 横浜市青少年指導員連絡協議会 横浜市子ども会連絡協議会
横浜子ども支援協議会 横浜市PTA連絡協議会 横浜市立校長会 横浜市 横浜市教育委員会

いじめ防止市民フォーラム（案）

1 目的

12月の「いじめ防止啓発月間」の取組の一環として、子どもの健全育成に係る関係機関と協働で、「いじめ防止市民フォーラム」を開催し、「横浜子ども会議の取組」や「いじめ防止に向けた提言」などの発表を通して、いじめ防止啓発を広く市民に広報する。

2 開催日時・会場

令和5年12月1日(金) 14:00～15:35 横浜市庁舎 1階 アトリウム／市民協働推進センター

3 開催内容

<全体テーマ>

オール横浜でつながり、広げる、いじめの未然防止の輪
～いじめをなくすために、私ができること～

【14:00～15:35（受付 13:30）】

- 1 開会
- 2 主催者挨拶（会長）
- 3 教育委員会挨拶（教育長）
- 4 グループ協議（40分）
- 5 パネルディスカッション（40分）
- 6 閉会

<ZOOM 中継>

※フォーラムの会場と学校(代表者が参加している学校)をZOOMで中継する。

<映像上映>

※LED ビジョンを活用して、参加校の取組の様子や、今までの子ども会議のあゆみ等についての動画を上映します。【上映時間:10:00～12:45 / 15:45～16:45】

<展示>

※「市民協働推進センター」にて、各区の子ども会議レポートを展示します。

4 主催

横浜市いじめ問題対策連絡協議会



グループ協議について

*40分

<各方面代表(中学校ブロック)> ※各方面、2 中学校ブロックが参加 ※1 中 3 小を想定

グループ1	グループ2	グループ3	グループ4	グループ5	グループ6	グループ7	グループ8
中学校 【東部】	中学校 【東部】	中学校 【西部】	中学校 【西部】	中学校 【南部】	中学校 【南部】	中学校 【北部】	中学校 【北部】
小学校 【西部】	小学校 【西部】	小学校 【東部】	小学校 【東部】	小学校 【東部】	小学校 【東部】	小学校 【東部】	小学校 【東部】
小学校 【南部】	小学校 【南部】	小学校 【南部】	小学校 【南部】	小学校 【西部】	小学校 【西部】	小学校 【西部】	小学校 【西部】
小学校 【北部】	小学校 【北部】	小学校 【北部】	小学校 【北部】	小学校 【北部】	小学校 【北部】	小学校 【南部】	小学校 【南部】
オブザーバー							
協議会委員 または 指導主事							

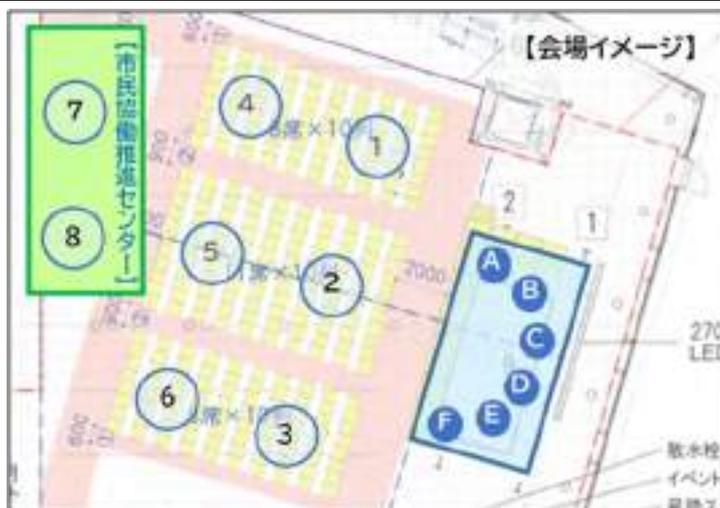
※参加する児童生徒は、事前にワークシート（付箋付き）に自分の考えを整理してくる。

（「いじめの定義」について／身近にどんないじめがあるか／子ども会議で話し合ったこと 等）

【アイスブレイキング】
※自己紹介

【協議①】
◆身近にどんないじめがあるか、
考えてきたことを出し合う
↓（ボードに貼る）
◆考えたことを交流する

【協議②】
「いじめをなくすために、私ができること」



- 参加児童生徒全員が8グループに分かれ、協議を行う。
- ファシリテーターは中学生が務める。
- グループに参加する大人（協議会委員、指導主事等）は、オブザーバーの立場とし児童生徒の協議を見守る。最後に、グループ協議について、価値づけをしたり、コメントをしたりする。

パネルディスカッションについて

*40分

- 児童生徒代表3名（小学校・中学校・特別支援学校の各代表）と、大人3名（学校・保護者・地域の各代表）で、パネルディスカッションを行う。ファシリテーターは大人が担当する。
- 「グループ協議」を受けて、「いじめをなくすために、私ができること」について、ディスカッションを行う。
- パネルディスカッションで話し合ったことを、各学校やブロックでの取組に活かしてもらえるようアピールする。

令和5年度

いじめ防止市民フォーラム

参加の手引き (案)

<開催日時・会場>

令和5年12月1日(金) 14:00～15:35 横浜市庁舎1階 アトリウム

<全体テーマ>

オール横浜でつながり、広げる、いじめの未然防止の輪
～いじめをなくすために、私ができること～

いじめ防止市民フォーラム

14:00 開会行事 <主催者挨拶／教育委員会挨拶>

- ▶ 8のグループに分かれ、児童生徒が「いじめをなくすために、私ができること」について話し合います。

14:10 グループ協議【40分】

14:50 パネルディスカッション【40分】

- ▶ グループ協議をふまえて、6名の代表者が、舞台上で、話し合います。

15:35 閉会

ZOOM

による
配信

- 学校代表者を決定する。(各学校1名)
- 保護者の参加の有無を確認する。
- 引率教員を決定する。
- 集合時間と場所を確認する。

<「グループ協議」について>

- 自分が参加するグループを確認する。
- グループ協議の流れや話し合うことについて確認する。**
→事前に配布した「ワークシート」に、自分の意見を記入していますか。

<「パネルディスカッション」について> ※選ばれた児童生徒のみ

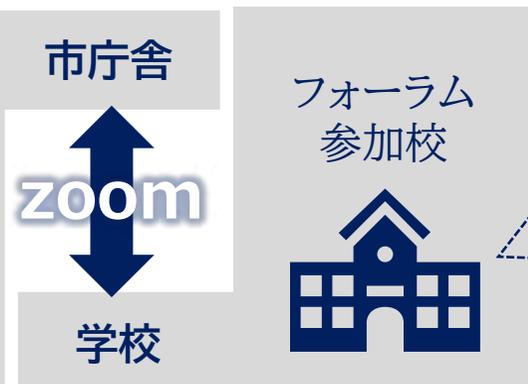
- 自分の役割を確認する。
- 「パネルディスカッション」の流れを確認する。
- 「パネルディスカッション代表者用ワークシート」の内容を確認する。

<持ち物について>

- 筆記用具
 - ワークシート
 - 飲み物、昼食(必要な場合のみ)
- ※荷物はできるだけコンパクトにしてください

<ZOOM配信について>

市庁舎のアトリウムで行われる「いじめ防止市民フォーラム」の様子を、フォーラムに参加する学校に、zoomで配信します。



「グループ協議」の際には、グループごとに、協議している様子を配信しますので、自校の代表者が参加しているグループの様子を中心にご視聴ください。
※zoomのミーティングIDは別途お知らせいたします。

■ 14:00~15:35

<配信内容>

- ①開会行事
- ②グループ協議
- ③パネルディスカッション
- ④閉会

グループ1	グループ2	グループ3	グループ4	グループ5	グループ6	グループ7	グループ8
中学校【東部】	中学校【東部】	中学校【西部】	中学校【西部】	中学校【南部】	中学校【南部】	中学校【北部】	中学校【北部】
小学校【西部】	小学校【西部】	小学校【東部】	小学校【東部】	小学校【東部】	小学校【東部】	小学校【東部】	小学校【東部】
小学校【南部】	小学校【南部】	小学校【南部】	小学校【南部】	小学校【西部】	小学校【西部】	小学校【西部】	小学校【西部】
小学校【北部】	小学校【北部】	小学校【北部】	小学校【北部】	小学校【北部】	小学校【北部】	小学校【南部】	小学校【南部】
オブザーバー							
協議会委員または指導主事							

※ 集合時間よりも早く来場し、昼食をとることも可能です。(事前にお知らせください) ▶人権教育・児童生徒課(671-3296)

【グループ協議】

に参加する学校

13:15 集合(市役所アトリウム)
13:20 全体打ち合わせ
13:50 着席

【グループ協議】及び【パネルディスカッション】

に参加する学校

13:00 代表者集合(市役所アトリウム)
13:05 代表者打ち合わせ
13:20 全体打ち合わせ
13:50 着席

14:00 いじめ防止市民フォーラム 開始

14:10 グループ協議【40分】

14:50 パネルディスカッション【40分】

15:35 いじめ防止市民フォーラム 終了

15:35 全体振り返り、中学校ブロックごとに振り返り、片付け
15:50 解散(順次)

15:35 全体振り返り、中学校ブロックごとに振り返り、片付け
15:50 解散(順次)

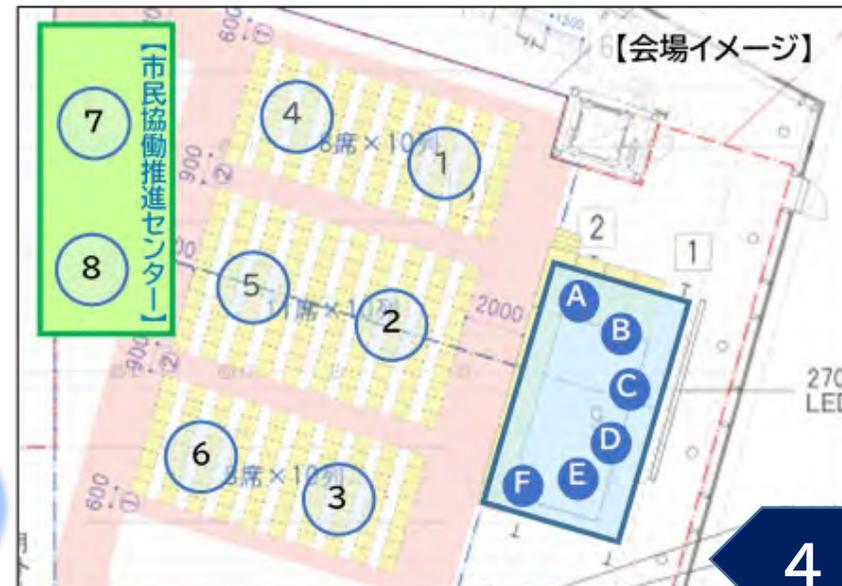
グループ1	グループ2	グループ3	グループ4	グループ5	グループ6	グループ7	グループ8
中学校【東部】	中学校【東部】	中学校【西部】	中学校【西部】	中学校【南部】	中学校【南部】	中学校【北部】	中学校【北部】
小学校【西部】	小学校【西部】	小学校【東部】	小学校【東部】	小学校【東部】	小学校【東部】	小学校【東部】	小学校【東部】
小学校【南部】	小学校【南部】	小学校【南部】	小学校【南部】	小学校【西部】	小学校【西部】	小学校【西部】	小学校【西部】
小学校【北部】	小学校【北部】	小学校【北部】	小学校【北部】	小学校【北部】	小学校【北部】	小学校【南部】	小学校【南部】
オブザーバー							
協議会委員または指導主事							

- 参加児童生徒全員が、8グループに分かれ、協議を行う。
- 事前に記入しているワークシートを活用しながら、「いじめをなくすために、私ができること」について協議する。
- グループに参加する大人(協議会委員、指導主事等)は、オブザーバーの立場で、児童生徒の話合いを見守る。最後に、グループ協議について、価値づけをしたり、コメントをしたりする。
- 各グループの中学生は、ファシリテーターとして、メンバー全員が話しやすいような雰囲気づくりに努める。
- 全員が意見を発表できるように、平等に発言の機会を設ける。(一人が話しすぎない)
- 話をしている人の意見を肯定的に聴くようにする。

<グループ協議の流れ>

- ① 自己紹介(30秒程度)
- ② 【協議①】
 - ・身近にどんないじめがあるか、考えてきたことを出し合う(付箋を貼りながら)
 - ・考えたことを交流する
- ③ 【協議②】
 - ・「いじめをなくすために、私ができること」について話し合う

ワークシートに記入したことにとらわれず、
自分の意見を発信しよう！



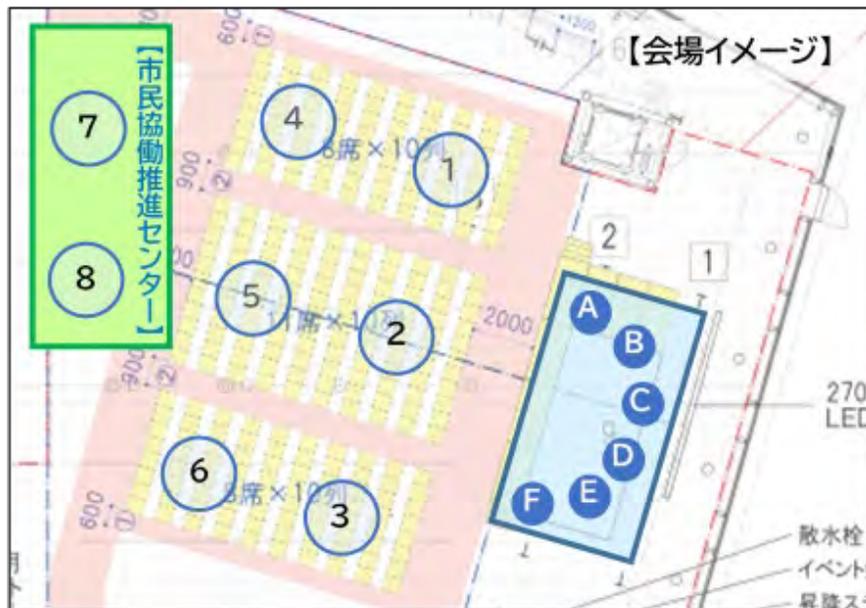
- 児童生徒代表3名(小学校・中学校・特別支援学校の各代表)と、大人3名(学校・保護者・地域の各代表)で、パネルディスカッションを行う。ファシリテーターは大人が担当する。
- 「グループ協議」を受けて、「いじめをなくすために、私ができること」について、ディスカッションを行う。
- パネルディスカッションで話し合ったことを、各学校や市民に発信する。

<パネルディスカッションの流れ>

※協議のファシリテーターは、大人が担当する

- ① 「いじめについて、今、考えていること」について、意見交流する。(「グループ協議」をふまえて)
- ② テーマ(「いじめをなくすために、私ができること」)について、それぞれの立場や考えから、意見交流する。

*「いじめとは、そもそも何なのか」「いじめがなくなるのは、どうしてか」「どうしたらいじめはなくなるのか」等、会場やzoomでの参加者とともに、いじめについて自分事として考えられるようなパネルディスカッションをイメージ

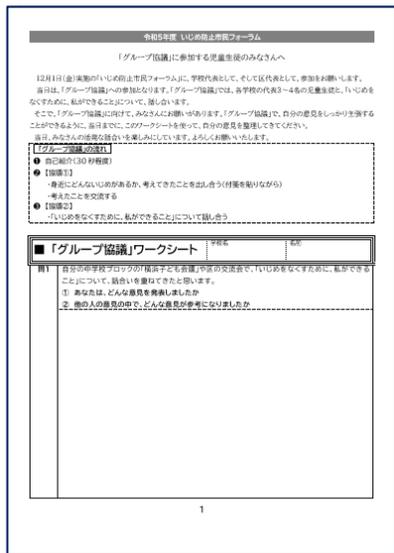


A	小学校代表	※調整中	
B	中学校代表		
C	特別支援学校代表		
D	学校(教員)代表		
E	保護者代表	横浜市PTA連絡協議会 会長	東 隆幸
F	地域代表	横浜市子ども会連絡協議会 会長	松本 豊

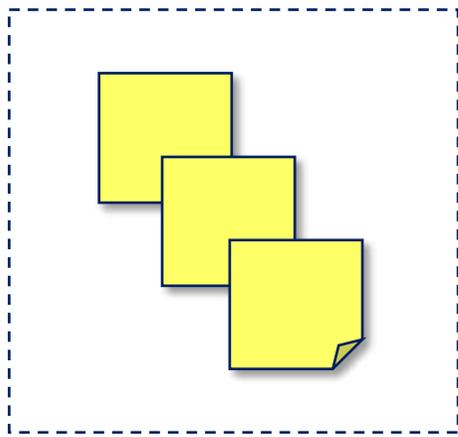
参加児童生徒用【グループ協議】



▶参加の手引き

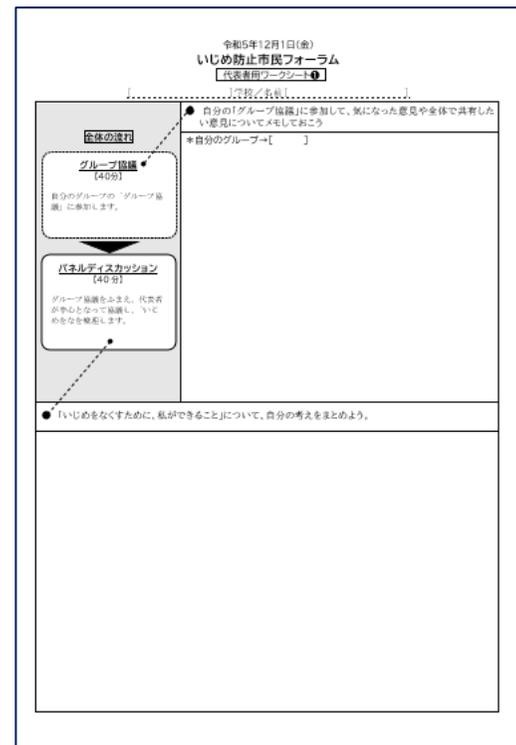


▶ワークシート



▶付箋

参加児童生徒用【パネルディスカッション】



▶代表者用ワークシート

令和4年度

「暴力行為」・「いじめ」・「長期欠席」の状況調査結果(小中学校)

令和4年度『神奈川県児童・生徒の問題行動・不登校等調査』による

調査の目的

児童生徒の問題行動等について、横浜市立小中学校（義務教育学校含む）の実態把握を行うことにより児童生徒の問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応に、また不登校児童生徒への適切な支援につなげていくこと。

調査対象期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

調査対象学校数

小学校 340校、中学校 148校

調査内容及び結果

	件数等	前年度	1,000人当たり	1,000人当たり (全国平均)
暴力行為の発生件数	4,939件	5,010件	19.4件	7.5件※ ¹
いじめの認知件数	12,248件	7,556件	48.2件	53.3件※ ²
長期欠席者数	10,771人	11,906人	42.4人	48.8人
うち不登校児童生徒数	8,170人	6,616人	32.2人	31.7人

※¹高等学校含む ※²高等学校・特別支援学校含む

● 暴力行為について

横浜市では、児童支援・生徒指導専任教諭が中心となって、軽微な暴力行為を見逃さず、組織で把握しており、1,000人当たりの件数が全国平均を上回っています。児童生徒の内面や、その背景の理解に努め、未然防止の取組に重点を置き、あたたかい人間関係づくりやチーム学校としての対応及び関係機関との連携強化をさらに進めていきます。

● いじめ(認知件数)について

文部科学省の見解に基づき、初期段階のいじめを「学校いじめ防止対策委員会」により積極的に認知したことや、けんかやトラブルを双方が傷ついたことに着目し、相互に「いじめ」として認知した結果、認知件数が大きく増加し、全国平均に近づきました。今後も、早期発見・早期対応に努めます。

● 不登校について

不登校児童生徒数の増加率(23.5%)は、全国とほぼ同様(22.1%)となっています。長期化するコロナ禍による生活環境の変化や、不登校に対する保護者の意識の変化などが背景として考えられます。学校内・学校外・家庭等、児童生徒一人ひとりに合った安心できる居場所と個別最適な学びを提供できるよう、引き続き多様な支援に取り組んでいきます。

調査結果の詳細については別添資料をご覧ください。

お問合せ先	
暴力行為について	教育委員会事務局人権教育・児童生徒課長 住田 剛一 Tel 045-671-3706
いじめ(認知件数)について	
長期欠席・不登校について	教育委員会事務局人権教育・児童生徒課担当課長 末吉 和弘 Tel 045-671-3773

令和4年度 「暴力行為」・「いじめ」・「長期欠席」の 状況調査結果(小中学校)

令和4年度『神奈川県児童・生徒の問題行動・不登校等調査』より
令和5年10月 横浜市教育委員会

1 暴力行為の状況

- (1) 暴力行為の発生件数
- (2) 学年別暴力行為者数
- (3) 特定の児童生徒が暴力行為を繰り返す状況

2 いじめ

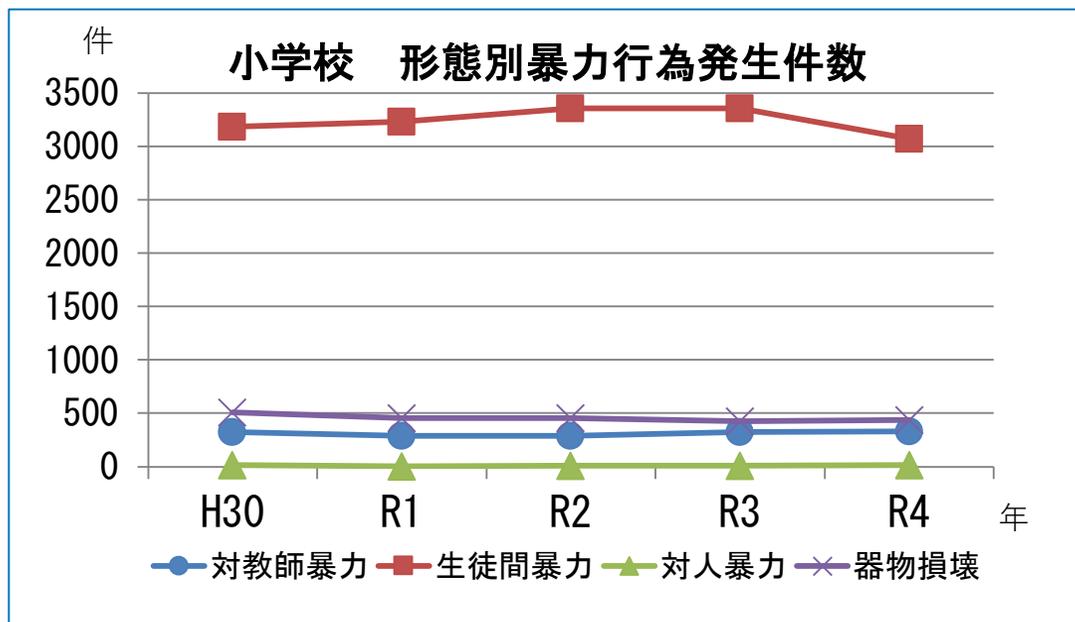
- (1) いじめの認知件数・いじめの態様
- (2) いじめの年度内における解消率・解消件数
- (3) いじめ発見のきっかけ

3 長期欠席の状況

- (1) 長期欠席者数の内訳
- (2) 不登校児童生徒数
- (3) 不登校の要因
- (4) 不登校児童生徒が相談・指導等を受けた機関等

※注釈、本調査における定義・調査基準は、
12ページ以降に記載。

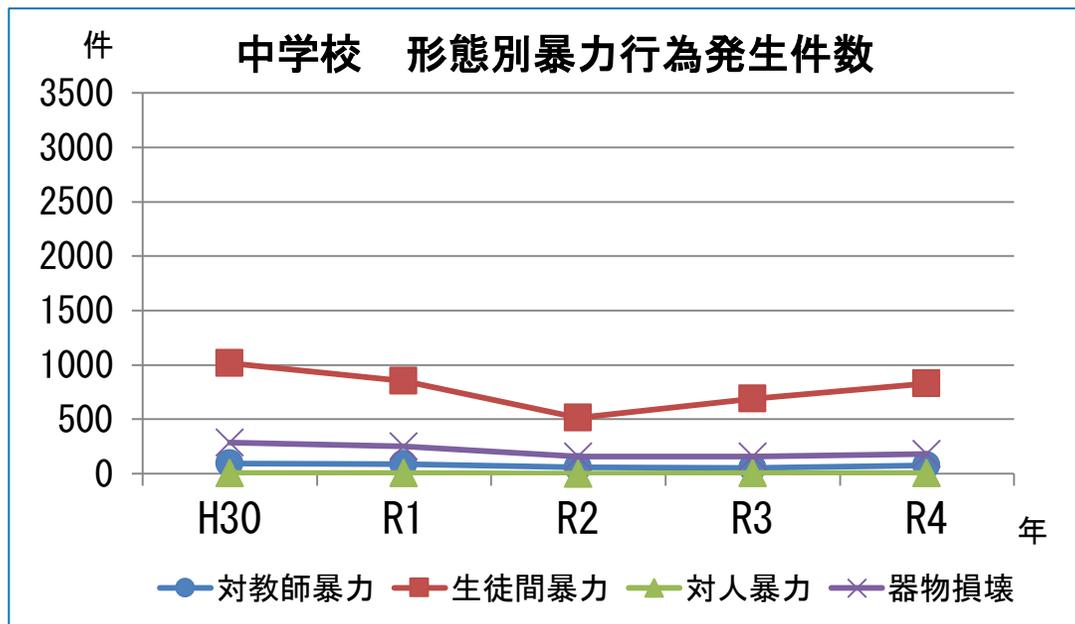
1 暴力行為の状況 (1) 暴力行為の発生件数



小学校	H30	R1	R2	R3	R4	増減率
対教師暴力	326	291	289	322	330	2.5%
生徒間暴力	3,185	3,232	3,358	3,359	3,069	▲8.6%
対人暴力	15	6	10	7	14	100%
器物損壊	508	456	456	424	436	2.8%
合計	4,034	3,985	4,113	4,112	3,849	▲6.4%

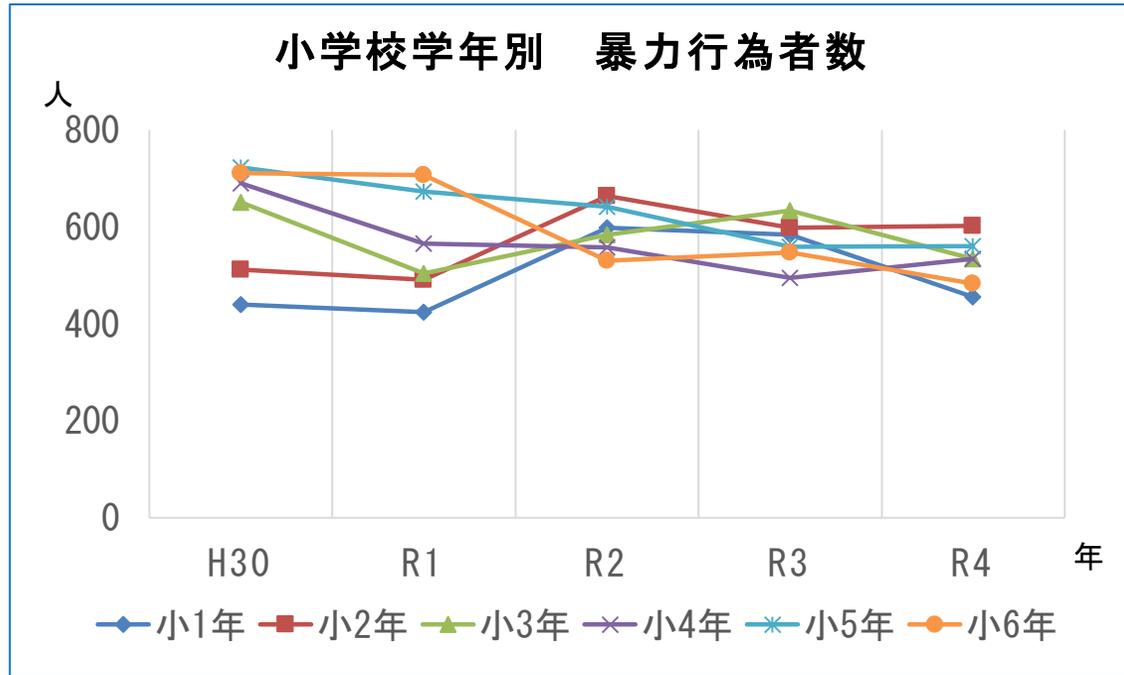
中学校	H30	R1	R2	R3	R4	増減率
対教師暴力	91	88	59	52	73	40.4%
生徒間暴力	1,017	854	511	687	829	20.7%
対人暴力	4	6	2	3	6	100%
器物損壊	286	251	160	156	182	16.7%
合計	1,398	1,199	732	898	1,090	21.4%

小中合計	H30	R1	R2	R3	R4	増減率
小中合計	5,432	5,184	4,845	5,010	4,939	▲1.4%

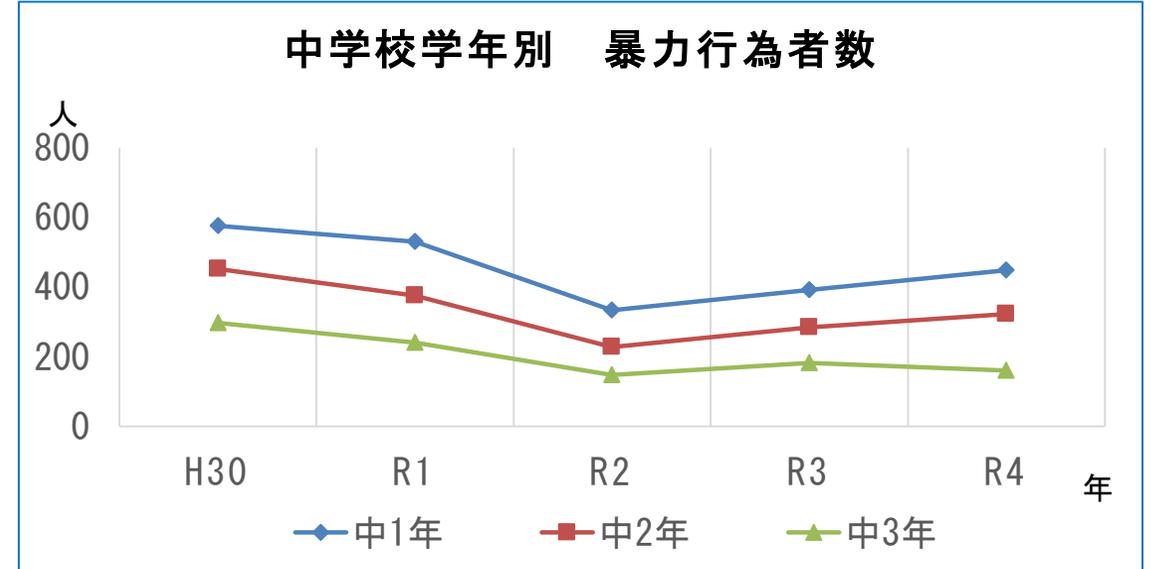


- ・小学校の暴力行為発生件数は、前年度に比べて減少、中学校は前年度に比べて増加していますが、小中学校の暴力行為発生件数合計は、ほぼ横ばい状態です。内訳としては、前年度までと同様に生徒間暴力が最も多く、次いで器物損壊、対教師暴力、対人暴力の順です。
- ・小学校では、前年度と比べて生徒間暴力が290件（8.6%）減少しました。これまで微増が続いていましたが、初めて減少に転じました。
- ・中学校では、全ての形態において発生件数が増加しました。令和2年度まで減少が続いていた生徒間暴力は前年度に続き、増加しています。

1 暴力行為の状況 (2) 学年別暴力行為者数



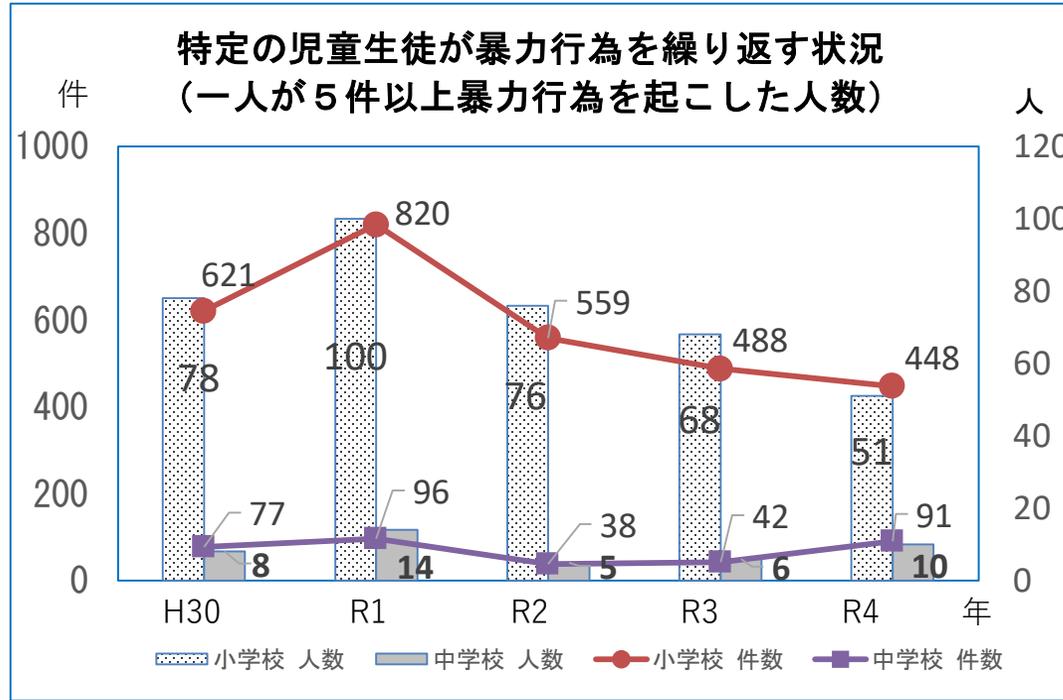
	H30	R1	R2	R3	R4
小1	440	425	599	584	456
小2	512	491	664	599	603
小3	651	505	584	634	534
小4	691	566	558	495	534
小5	723	674	642	560	561
小6	712	708	531	548	484
合計	3,729	3,369	3,578	3,420	3,172



	H30	R1	R2	R3	R4
中1	577	530	333	392	448
中2	453	376	227	285	323
中3	297	241	148	183	161
合計	1,327	1,147	708	860	932

- ・小学校の暴力行為者数は令和2年度から学年間の差が小さくなっています。前年度比較では、1年生(128人)、3年生(100人)、6年生(64人)は減少、2年生(4人)、4年生(39人)、5年生(1人)は増加しています。
- ・中学校は、減少傾向が続いていましたが、令和2年度から1、2年生で増加しています。1年生の暴力行為者数が最も多く、学年が上がるにつれて減少していく傾向が続いています。

1 暴力行為の状況 (3) 特定の児童生徒が暴力行為を繰り返す状況



特定の児童生徒が暴力行為を繰り返す状況 (R4 学年別人数と件数)

		人数	回数
小学校	1年	11	148
	2年	6	41
	3年	11	105
	4年	7	48
	5年	8	52
	6年	8	54
合計		51	448

		人数	回数
中学校	1年	1	5
	2年	7	70
	3年	2	16
合計	合計	10	91

- ・小学校で5件以上繰り返し暴力行為を起こした児童の数は前年度から17人(25%)、件数は前年度から40件(8.2%)減少しました。
- ・中学校で5件以上繰り返し暴力行為を起こした生徒の数は前年度から4人(66.7%)、件数は前年度から49件(117%)増加しました。

今後の対応

- ・暴力行為の防止には、様々な特性がある児童生徒の内面や、その背景を共感的に理解し適切に支援する必要があります。学校は、引き続き「人権尊重の精神を基盤とする教育」の徹底や「発達支持的生徒指導^{*1}」「課題未然防止教育^{*2}」を推進し暴力行為の防止に努めます。
- ・生徒間暴力が最も多いことを鑑みると、学校においては、教育相談の充実や自己肯定感の育成のために子どもの社会的スキル横浜プログラム^{*3}の一層の活用が求められます。また、授業づくりや学校行事等の企画運営において、学校全体で特別支援教育の視点を踏まえた取組を進めます。
- ・児童支援・生徒指導専任教諭が中心となり、児童生徒の小さな変化に早期に気づき、速やかに専門家と連携した支援を行うことができる体制づくりを推進し「チーム学校」としての機能充実に努めていきます。

2 いじめ (1) いじめの認知件数・いじめの態様

いじめの認知件数

	H30	R1	R2	R3	R4	増減	増減率
小学校	4,123	4,365	4,527	6,168	10,028	3,860	62.6%
中学校	1,423	1,265	1,001	1,388	2,220	832	59.9%
小中合計	5,546	5,630	5,528	7,556	12,248	4,692	62.1%

- ・いじめの認知件数※4は前年度から小学校では3,860件(62.6%)増加、中学校では832件(59.9%)増加しました。小中合計では前年度から4,692件(62.1%)増加しています。
- ・いじめの態様については、「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。」「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。」の2項目を合わせると小学校74.9%、中学校78.8%といずれも7割を超えています。

いじめの態様（複数選択解答）

	小学校		中学校		小中合計	
	件数	※割合	件数	※割合	件数	※割合
冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	5,122	51.1%	1,420	64.0%	6,542	53.4%
仲間はずれ、集団による無視をされる。	859	8.6%	207	9.3%	1,066	8.7%
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。	2,387	23.8%	329	14.8%	2,716	22.2%
ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする。	1,430	14.3%	164	7.4%	1,594	13.0%
金品をたかられる。	166	1.7%	40	1.8%	206	1.7%
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	857	8.5%	125	5.6%	982	8.0%
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	1,619	16.1%	174	7.8%	1,793	14.6%
パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。	348	3.5%	256	11.5%	604	4.9%
その他	334	3.3%	39	1.8%	373	3.0%
件数合計（複数回答）	13,122		2,754		15,876	
いじめの認知件数	10,028		2,220		12,248	

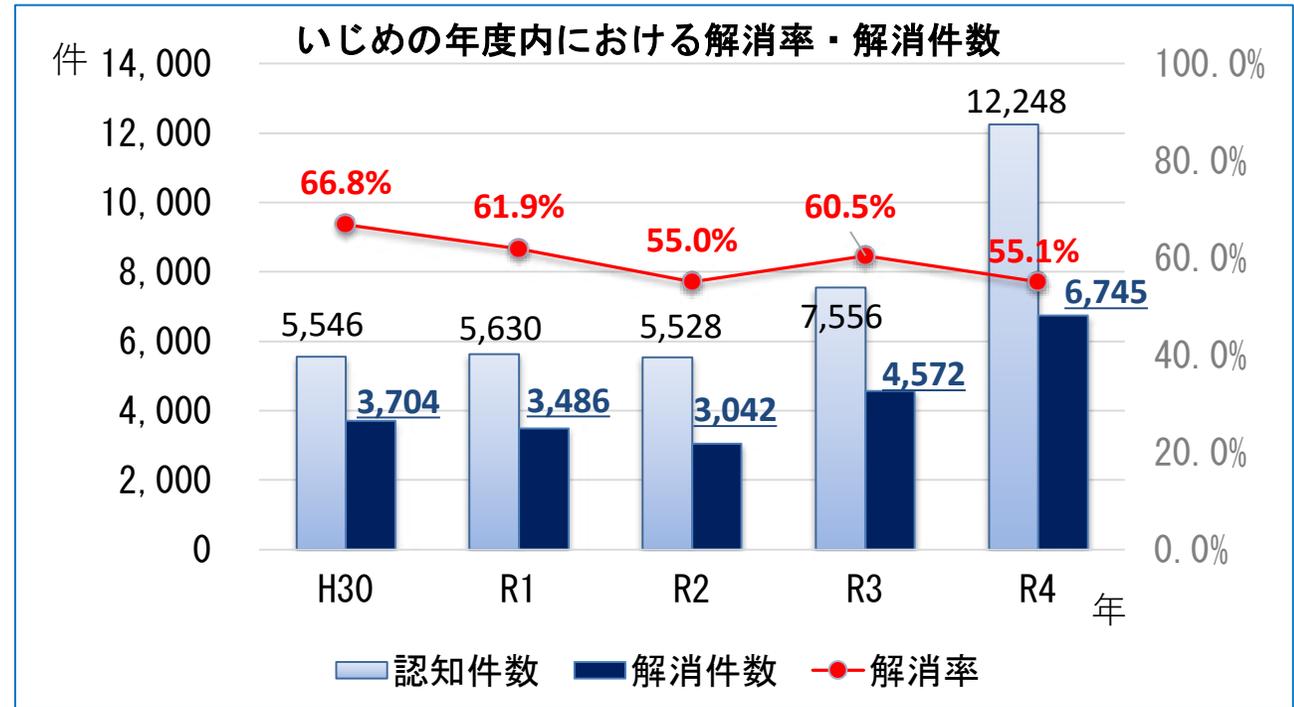
※ 割合：いじめ認知件数に対する各項目

2 いじめ (2) いじめの年度内における解消率・解消件数

小学校	H30	R1	R2	R3	R4
認知件数	4,123	4,365	4,527	6,168	10,028
解消件数	2,785	2,738	2,545	3,810	5,640
取組中	1,338	1,627	1,982	2,358	4,388
解消率	67.5%	62.7%	56.2%	61.8%	56.2%

中学校	H30	R1	R2	R3	R4
認知件数	1,423	1,265	1,001	1,388	2,220
解消件数	919	748	497	762	1,105
取組中	504	517	504	626	1,115
解消率	64.6%	59.1%	49.7%	54.9%	49.8%

小中合計	H30	R1	R2	R3	R4
認知件数	5,546	5,630	5,528	7,556	12,248
解消件数	3,704	3,486	3,042	4,572	6,745
取組中	1,842	2,144	2,486	2,984	5,503
解消率	66.8%	61.9%	55.0%	60.5%	55.1%



・いじめの年度内の解消率^{※5}は小学校では56.2%、中学校では49.8%、小中合計で55.1%となっています。解消件数は小学校で1,830件増加、中学校で343件増加し、小中合計では2,173件増加しています。

・年度内に解消できなかったいじめ^{※6}について、県の調査に基づき、令和5年7月末において（国の調査時点から3か月後）確認できた令和4年度のいじめ解消件数2,651件を加えた解消率は76.7%（前年度81.7%）となっています。

2 いじめ (3) いじめ発見のきっかけ

いじめ発見のきっかけ	件数	構成比
●学校の教職員等が発見	2,548	20.8%
学級担任が発見	1,530	12.5%
学級担任以外の教職員が発見	550	4.5%
養護教諭が発見	62	0.5%
スクールカウンセラー等の相談員が発見	22	0.2%
アンケート調査など学校の取組により発見	384	3.1%
●学校の教職員以外からの情報により発見	9,700	79.2%
本人からの訴え	4,117	33.6%
当該児童生徒の保護者からの訴え	4,483	36.6%
他の児童生徒からの情報	770	6.3%
他の保護者からの情報	264	2.2%
地域の住民からの情報	15	0.1%
学校以外の関係機関からの情報	47	0.4%
その他（匿名による情報など）	4	0.0%
計	12,248	100%

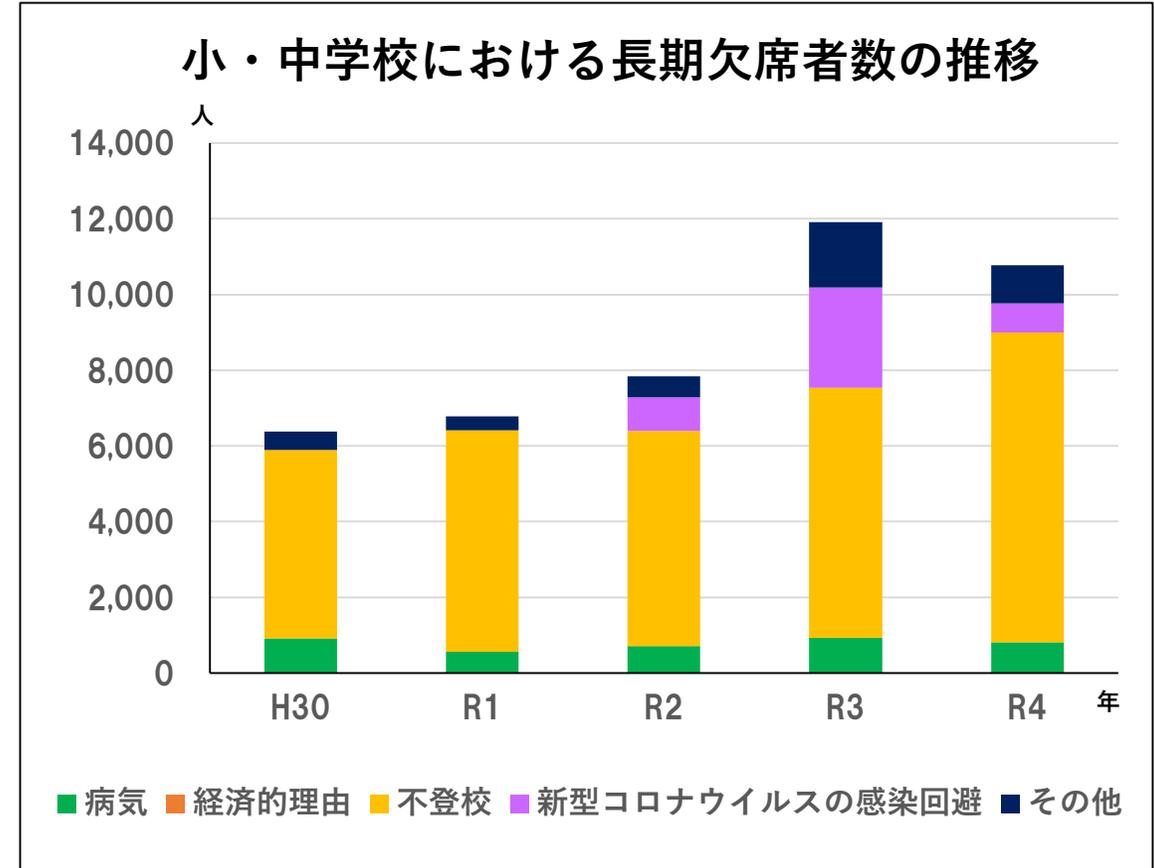
- いじめ発見のきっかけは「当該児童生徒の保護者からの訴え」4,483件(36.6%)、「本人からの訴え」4,117件(33.6%)の2つで全体の70%以上を占めています。

今後の対応

- いじめ認知件数が大きく増加した理由として、各学校長のリーダーシップのもと、初期段階のいじめを「学校いじめ防止対策委員会」により積極的に認知したことや、けんかやトラブルを双方が傷ついたことに着目し、相互に「いじめ」として認知するようになってきたことが挙げられます。今後も、早期発見・早期対応に努めます。
- いじめの未然防止の取組として、「発達支持的生徒指導」「課題未然防止教育」を推進し、児童生徒がいじめの定義への理解を深め、相手意識を育めるように「横浜子ども会議^{*7}」の取組等を通して、いじめの問題に向き合い、自分ができることを考えたり、話し合う機会を充実させます。
- いじめの早期発見のために日頃から児童生徒、保護者と信頼関係を築くことや定期的な教育相談、アンケートの実施、横浜プログラムを活用したSOSの出し方教育の実践等を引き続き行っていきます。
- 5年度から「いじめ早期発見のための記名式アンケート」を実施しており、実施後の教育相談や見守りを確実に行う等、教職員が、児童生徒のSOSのサインを見逃さず受け止めることができるよう取り組んでいきます。

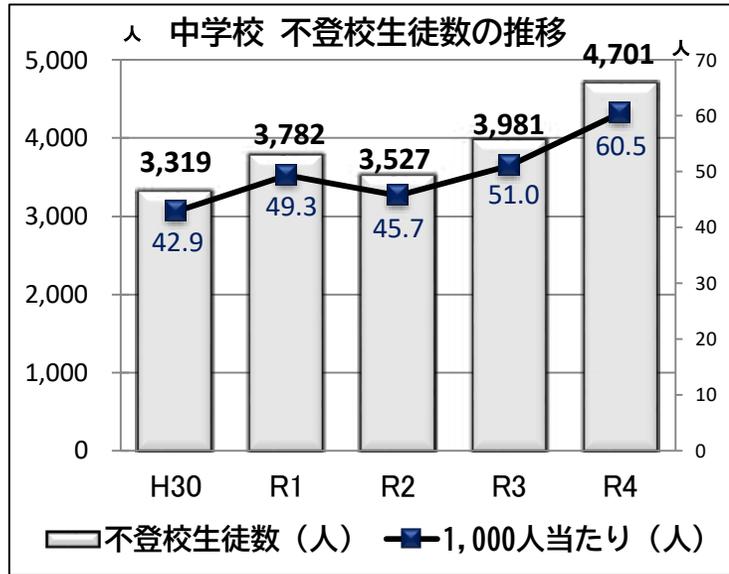
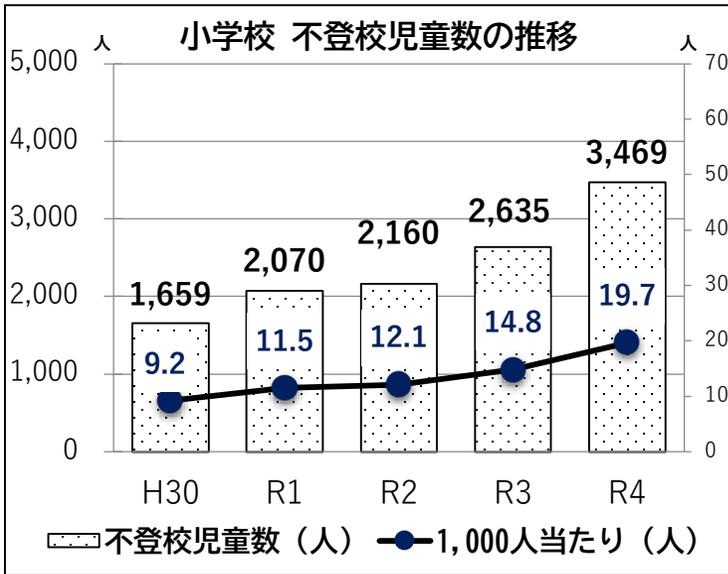
3 長期欠席の状況 (1) 長期欠席者数の内訳

		H30	R1	R2	R3	R4	増減	増減率
小学校	病気	534	278	465	541	423	▲ 118	-21.8%
	経済的理由	0	0	0	0	0	0	0.0%
	不登校	1,659	2,070	2,160	2,635	3,469	834	31.7%
	新型コロナウイルスの感染回避	-	-	685	2,041	603	▲ 1,438	-70.5%
	その他	355	282	460	1,319	835	▲ 484	-36.7%
	計	2,548	2,630	3,770	6,536	5,330	▲ 1,206	-18.5%
中学校	病気	375	281	250	387	396	9	2.3%
	経済的理由	0	0	0	0	0	0	0.0%
	不登校	3,319	3,782	3,527	3,981	4,701	720	18.1%
	新型コロナウイルスの感染回避	-	-	200	601	181	▲ 420	-69.9%
	その他	134	93	88	401	163	▲ 238	-59.4%
	計	3,828	4,156	4,065	5,370	5,441	71	1.3%
計	病気	909	559	715	928	819	▲ 109	-11.7%
	経済的理由	0	0	0	0	0	0	0.0%
	不登校	4,978	5,852	5,687	6,616	8,170	1,554	23.5%
	新型コロナウイルスの感染回避	-	-	885	2,642	784	▲ 1,858	-70.3%
	その他	489	375	548	1,720	998	▲ 722	-42.0%
	計	6,376	6,786	7,835	11,906	10,771	▲ 1,135	-9.5%



・長期欠席者のうち、不登校は前年度比で1,554人（23.5%）増加、病気は109人（11.7%）減少、新型コロナウイルスの感染回避は1,858人（70.3%）減少、その他は722人（42.0%）減少しています。小学校、中学校ともに、不登校の数が増加し、新型コロナウイルスの感染回避とその他が減少しています。長期欠席者の総数としては1,135人（9.5%）減少しています。

3 長期欠席の状況 (2) 不登校児童生徒数



欠席日数別不登校児童生徒数

区分	小学校			中学校		
	不登校児童数	1,000人当たり	割合	不登校生徒数	1,000人当たり	割合
欠席日数30～89日の者	1,853	10.5	53.4%	1,772	22.8	37.7%
欠席日数90日以上で出席日数11日以上の方	1,342	7.6	38.7%	2,346	30.2	49.9%
欠席日数90日以上で出席日数0～10日の者	274	1.6	7.9%	583	7.5	12.4%
合計	3,469	19.7	100%	4,701	60.5	100%

- ・ 小学校の不登校数は3,469人で1,000人あたり19.7人となっています。
- ・ 中学校の不登校数は4,701人で1,000人あたり60.5人となっています。
- ・ 小学校では30～89日欠席の児童が1,853人(53.4%)、中学校では欠席日数90日以上で出席日数11日以上の方が生徒が2,346人(49.9%)と約半数になっています。出席10日以下の児童生徒は小学校で274人(7.9%)、中学校では583人(12.4%)となっています。
- ・ 新たに不登校となった児童生徒が、不登校全体の56.2%(前年度52.5%)です。
- ・ 中学1年生の不登校生徒数に占める新たな不登校の人数は1,055人、継続不登校の人数は260人です。中学1年生の新たな不登校の割合が、他の学年と比べ最も高くなっています。



3 長期欠席の状況 (3) 不登校の要因

不登校の要因と考えられる状況

区分 学校種		学校に係る状況								家庭に係る状況			本人に係る状況		左記に該当なし
		いじめ	いじめを除く友人関係をめぐる問題	教職員との関係をめぐる問題	学業の不振	進路にかかる不安	クラブ活動、部活動等への不適応	学校のきまり等をめぐる問題	入学、転編入学、進級時の不適応	急激な変化	家庭の生活環境の急激な変化	親子の関わり方	家庭内の不和	生活リズムの乱れ・あそび・非行	
小学校	①主たるもの(1人1つずつ必ず選択)	1	257	97	114	14	0	16	97	47	285	62	376	1,829	274
	②主たるもの以外にも当てはまるもの(複数)	0	152	82	271	24	1	16	44	34	359	73	232	274	
	③小学校の①+②の合計	1	409	179	385	38	1	32	141	81	644	135	608	2,103	274
中学校	①主たるもの(1人1つずつ必ず選択)	0	529	36	301	64	16	14	154	78	186	106	526	2,404	287
	②主たるもの以外にも当てはまるもの(複数)	0	241	35	341	45	17	18	32	62	191	103	244	330	
	③中学校の①+②の合計	0	770	71	642	109	33	32	186	140	377	209	770	2,734	287
計	①合計	1	786	133	415	78	16	30	251	125	471	168	902	4,233	561
	②合計	0	393	117	612	69	18	34	76	96	550	176	476	604	
	①主たるものの件数合計に対する割合	0.0%	9.6%	1.6%	5.1%	1.0%	0.2%	0.4%	3.1%	1.5%	5.8%	2.1%	11.0%	51.8%	6.9%

・不登校の主たる要因を状況別にみると、学校に係る状況では「いじめを除く友人関係をめぐる問題」が9.6%、家庭に係る状況では「親子の関わり方」が5.8%、本人に係る状況では「無気力・不安」が51.8%と高い割合を占めています。

3 長期欠席の状況 (4) 不登校児童生徒が相談・指導等を受けた機関等

不登校児童生徒が相談・指導等を受けた機関等 (複数回答)

(人)

今後の対応

- ・日々の学校生活や中学校進学時において、「発達支持的生徒指導」「課題未然防止教育」に取り組み、「だれもが」「安心して」「豊かに」生活できる学校づくりを進めていきます。
- ・不登校児童生徒に対しては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の視点を加えたチーム学校でアセスメントを行い、学校、家庭、関係機関で情報共有し、組織的・計画的な、個々の児童生徒に応じたきめ細かな支援をしていきます。
- ・学校の担任や児童支援・生徒指導専任教諭等は、不登校児童生徒やその保護者を孤立させないためにも、家庭訪問や電話連絡等により、家庭とのつながりを絶やさないよう今後も取り組んでいきます。
- ・学校内外の場において、不登校状態にある児童生徒一人ひとりに合った「安心できる居場所」と「個別最適な学びの機会」の確保に引き続き取り組んでいきます。

		学校外							学校内			合計	学校内外の機関等で相談・指導を受けていない人数※
		教育支援センター	機関	教育委員会及び教育センター等教育委員会所管の	児童相談所、福祉事務所	保健所、精神保健福祉センター	病院、診療所	民間団体、民間施設	その他、左記以外の機関	専門的教諭による指導	相談員等による専門的な		
H30	小学校	144	109	170	25	327	100	18	262	748	1,903	362	
	中学校	289	93	289	8	437	175	20	425	1,170	2,906	1,245	
	計	433	202	459	33	764	275	38	687	1,918	4,809	1,607	
R1	小学校	159	123	243	8	452	125	29	309	976	2,424	468	
	中学校	288	101	381	2	559	228	21	514	1,355	3,449	1,314	
	計	447	224	624	10	1,011	353	50	823	2,331	5,873	1,782	
R2	小学校	160	110	273	10	442	97	27	287	1,016	2,422	583	
	中学校	218	72	309	5	532	193	34	357	1,166	2,886	1,454	
	計	378	182	582	15	974	290	61	644	2,182	5,308	2,037	
R3	小学校	134	155	134	5	399	127	30	255	1,081	2,320	980	
	中学校	203	130	257	20	603	177	92	338	1,174	2,994	1,682	
	計	337	285	391	25	1,002	304	122	593	2,255	5,314	2,662	
R4	小学校	207	147	134	13	516	162	79	238	1,264	2,760	1,390	
	中学校	219	65	243	31	617	160	56	391	1,302	3,084	2,267	
	計	426	212	377	44	1,133	322	135	629	2,566	5,844	3,657	

※ 学校内外の機関等で相談・指導等を受けていない不登校児童生徒には、担任等の教職員が相談・指導をしている児童生徒を含む。

- ・相談・指導等を受けた機関等の中では、学校内での相談である「スクールカウンセラー・相談員等による専門的な相談」が最も多く2,566人です。
- ・学校外での相談は「病院・診療所」が最も多く1,133人です。

※注釈

※1 「発達支持的生徒指導」

特定の課題を意識することなく、全ての児童生徒を対象に、学校の教育目標の実現に向けて、教育課程内外のすべての教育活動において進められる生徒指導の基盤となるもの。児童生徒が自発的・主体的に自らを発達させていくことが尊重され、その発達の過程を学校や教職員がいかに支えていくかという視点に立つ。

※2 「課題未然防止教育」

すべての児童生徒を対象に、生徒指導の諸課題の未然防止をねらいとした、意図的・組織的・系統的な教育プログラムの実施。

※3 「子どもの社会的スキル横浜プログラム」

子どもがコミュニケーション能力や人間関係を築く力を育むために横浜市が開発したプログラム。子どもが日常生活の様々な問題を自らの力で解決できるよう、年齢相応の社会的スキルを育成することを目的とする「指導プログラム」と学級や個人の社会スキルの育成の状況を把握し改善の方法を探る「Y-P アセスメント」から構成される。

※4 「いじめの認知件数」

いじめの認知件数が多い学校について、いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けたスタートラインに立っていると極めて肯定的に評価する（平成27年8月 文部科学省）との見解に基づき、認知件数の向上に努めている。

※5 「いじめの解消している状態」

「解消している状態」とは、①いじめに係る行為が3か月（目安）止んでいる ②当該児童生徒が心身の苦痛を感じていない（本人・保護者に面談等により確認）（「いじめ防止等のための基本的な方針」H29年3月改定 文部科学省）

※6 「解消できなかったいじめ」

いじめの解消の定義に基づき判断した結果、解消と判断できない事案が多くなる。いじめについて、丁寧かつ慎重に対応することとなるため解消率が前年と比較して下がることは問題ではない。（令和2年11月 文部科学省）

※7 「横浜こども会議」

「横浜子ども会議」は、子ども主体のいじめ未然防止の取組として、「だれもが安心して生活できるよう、いじめの問題に向き合い、自ら解決しようとする子ども社会」をめざし、全市立学校の児童生徒が主体となって、話し合いと具体的な取組を年間を通じて進めるもの。

※本調査における定義・調査基準

1 暴力行為の状況

「暴力行為」とは、「**自校の児童・生徒が、故意に有形力（目に見える物理的な力）を加える行為**」をいい、被暴力行為の対象によって、次の四形態のいずれか一つに分類している。ただし、家族・同居人に対する暴力行為は、調査対象外とする。

「対教師暴力」（教師に限らず、用務員等の学校職員も含む）	「対人暴力」（対教師暴力、生徒間暴力の対象者を除く）
<ul style="list-style-type: none">・ 指導されたことに激高して教師の足を蹴った・ 教師の胸倉をつかんだ・教師の腕をカッターナイフで切りつけた・ 養護教諭目掛けて椅子を投げ付けた・ 定期的に来校する教育相談員を殴った・ その他、教職員に暴行を加えた	<ul style="list-style-type: none">・ 学校行事に来賓として招かれた地域住民に足蹴りをした・ 偶然通りかかった他校の見知らぬ生徒と口論になり、殴ったり蹴ったりした・ 登下校中に、通行人にけがを負わせた・ その他、他者（対教師及び生徒間暴力の対象者を除く）に対して暴行を加えた
「生徒間暴力」（何らかの人間関係がある児童・生徒同士に限る）	「器物損壊」（学校の施設・設備等の損壊）
<ul style="list-style-type: none">・ 同じ学校の生徒同士がけんかとなり、双方が相手を殴った・ 高等学校在籍の生徒2名が、中学校時の後輩で中学校在籍の生徒の身体を壁に押し付けた・ 部活動中に、上級生が下級生に対し、指導と称して清掃道具でたたいた・ 遊びやふざけを装って、特定の生徒の首をしめた・ 双方が顔見知りで別々の学校に在籍する生徒同士が口論となり、けがには至らなかったが、身体を突き飛ばすなどした・ その他、何らかの人間関係がある児童・生徒に対して暴行を加えた	<ul style="list-style-type: none">・ 教室の窓ガラスを故意に割った・ トイレのドアを故意に壊した・ 補修を要する落書きをした・ 学校で飼育している動物を故意に傷つけた・ 学校備品（カーテン、掃除道具等）を故意に壊した・ 他人の私物を故意に壊した・ その他、学校の施設・設備等を故意に壊した

なお、調査においては、当該暴力行為によってけががあるかないかといったことや、けがによる病院の診断書、被害者による警察への被害届の有無などにかかわらず、当該暴力行為の内容及び程度等が、例に掲げているような行為と同等か又はこれらを上回るようなものを全て対象とする。また、いじめに該当する場合は、いじめの認知件数にも計上する。

※本調査における定義・調査基準

2 いじめ

「いじめ」とは、「児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童・生徒と一定の人的関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているもの」（いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）（以下「法」という。）第2条第1項）をいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

- 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、法が制定された趣旨を十分踏まえ、行為の対象となった者の立場に立って行う。特に、いじめには多様な態様があることに鑑み、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、定義のうち「心身の苦痛を感じているもの」との部分限定して解釈されることのないようにする。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童・生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。
- 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童・生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童・生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童・生徒が有する何らかの人的関係を指す。
- 「物理的な影響を与える行為」には、身体的な影響を与える行為のほか、金品をたかったり、物を隠したり、嫌なことを無理矢理させたりすることなども含む。
- 「行為」には、「仲間はずれ」や「無視」など、直接的に関わるものではないが、心理的な圧迫等で相手に苦痛を与えるものも含む。
- けんかやふざけ合い、暴力行為等についても、背景にある事情の調査を行い、児童・生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

なお、「解消している状態」とは、少なくとも①いじめに係る行為の解消②当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じていないことの2要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合でも、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。また、いじめの認知件数は、いじめられた児童・生徒の人数を計上するものである。

※本調査における定義・調査基準

3 長期欠席の状況

「児童・生徒指導要録」の「欠席日数」欄及び「出席停止・忌引き等の日数」欄の合計の日数により、年度間に30日以上登校しなかった児童生徒数を理由別に調査。なお、「児童・生徒指導要録」の「出欠の記録」欄のうち、「備考」欄に、校長が出席扱いとした日数が記載されている場合は、その日数についても登校しなかった日数として含める。

理由の選択については、「欠席日数」欄と「出席停止・忌引き等の日数」欄のいずれに計上されているかに関わらず、登校しなかった理由によって選択。

「病気」	「その他」
本人の心身の故障等（けがを含む。）により、入院、通院、自宅療養等のため、長期欠席した者を計上。（自宅療養とは、医療機関の指示がある場合のほか、自宅療養を行うことが適切であると児童生徒本人の周囲の者が判断する場合も含む。）	「病気」、「経済的理由」、「不登校」、「新型コロナウイルスの感染回避」のいずれにも該当しない理由により長期欠席した者を計上。 * 「その他」の具体例 ・保護者の教育に関する考え方、登校についての無理解、家族の介護、家事手伝いなどの家庭の事情から長期欠席している者 ・外国での長期滞在、国内・外への旅行のため、長期欠席している者 ・連絡先が不明なまま長期欠席している者 ・「病気」「経済的理由」「不登校」の理由により登校しなかった日数の合計が30日に満たず、学校教育法又は学校保健安全法に基づく出席停止、学年の一部の休業、忌引き等の日数を加えることによって、登校しなかった日数が30日以上となる者 ・新型コロナウイルスの感染の急拡大期に、学校又は教育委員会から推奨あるいは提示されたオンライン学習（オンラインと対面のハイブリットで学習指導を行う場合を含む。）に参加したことによって、登校しなかった日数が30日以上となる者
「経済的理由」	
家計が苦しく教育費が出せない、児童生徒が働いて家計を助けなければならない等の理由で長期欠席した者を計上。	
「不登校」	
何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者（ただし、「病気」や「経済的理由」、「新型コロナウイルスの感染回避」による者を除く。）を計上。	
「新型コロナウイルスの感染回避」	
新型コロナウイルスの感染を回避するため、本人又は保護者の意思で出席しない者、及び医療的ケア児や基礎疾患児で登校すべきでない校長が判断した者を計上。	

令和5年10月20日

横浜市いじめ問題対策連絡協議会委員 各位

横浜市いじめ問題対策連絡協議会事務局
人権教育・児童生徒課

令和5年度横浜市いじめ防止啓発月間における取組の記者発表資料確認について（依頼）

本日は、お忙しい中、いじめ問題対策連絡協議会に御出席いただきありがとうございました。

12月の横浜市いじめ防止啓発月間における啓発活動の実施について、例年同様11月中旬に記者発表する予定で進めております。その際に、各機関・団体で実施するいじめ防止等の取組についても合わせて紹介することにより、いじめ防止に向けた全市的な取組として、より効果的なPRができるものと考えています。

そこで、各機関・団体で実施しているいじめ防止等の取組について、別紙資料をご確認いただき、修正箇所等がありましたら、見え消し等で修正していただき、10月31日（火）までにご回答くださいますようお願いいたします。

※修正がない場合もその旨をご連絡ください。

【確認用資料】「令和5年度いじめ問題等に関する各機関・団体等の取組について【案】」
(裏面に掲載)

担当：横浜市教育委員会事務局人権教育・児童生徒課
宮本・高橋

電 話：045-671-3296

FAX：045-671-1215

E-mail：ky-jinkenjidoseito@city.yokohama.jp

令和5年度 子どもの健全育成に係る関係機関等「横浜市いじめ問題対策連絡協議会」の取組について

【横浜市いじめ問題対策連絡協議会とは】

いじめの防止等に係る関係機関の連携や啓発活動を推進するため、子どもの健全育成に係る関係機関等（横浜地方務局、神奈川県警察、青少年育成団体、保護者代表、学校、児童相談所、本市関係行政機関等）で構成する協議会です。「いじめの防止等に係る機関及び団体の連携並びに協力の推進」・「いじめ問題に関する情報共有及び意見交換並びに広報・啓発活動の推進」が所管事務とし、年に2回、協議会を開催して、情報共有を行い、各組織の連携を図っています。

詳細は以下ホームページをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/kyoiku/sesaku/ijime/20140821160127.html>

【各機関・団体の主な取組】

関係機関・団体	主な取組内容	
横浜地方務局	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの人権110番電話相談(通年) ・子どもの人権SOSミニレター(配布期間5月～6月) ・人権キャラバン(横浜市内小中学校での人権教室) 等 	
神奈川県警察	<ul style="list-style-type: none"> ・非行防止教室の開催(通年) ・ユーステレホンコーナーによるいじめ等の電話相談(通年) 等 	
横浜市青少年指導員連絡協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・全市一斉統一行動パトロール活動(7月) ・全市統一行動キャンペーン活動(11月) ・横浜市青少年指導員の研修会(9月)、大会(3月)において、専門家による基調講演を実施 等 	
横浜市子ども会連絡協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の大人による見守り活動(通年) ・地域での活動を通じた子どもたちによる支え合いの促進(通年) 等 	
横浜子ども支援協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜子ども支援協議会*に参画する各団体へのいじめ防止啓発月間に関する周知、普及啓発 ・各団体に通所している児童生徒に対するいじめ防止の啓発 ※不登校・ひきこもり等に対して社会的自立に向けた支援を行う市内の民間団体で構成 等 	
横浜市PTA連絡協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜市PTA連絡協議会三行詩コンクールの実施(テーマ:「命の大切さ」「みらい」「家族のきずな」) ・PTAの新規役員・委員を対象とした家庭と地域社会の役割、人間関係、相互理解についての勉強会実施 等 	
横浜市立学校 (小・中・高・特別支援学校)	<ul style="list-style-type: none"> ・学校いじめ防止対策委員会による組織的対応(通年) ・子どもの社会的スキル「横浜プログラム」の授業実施(通年) ・いじめ未然防止として「横浜子ども会議」の取組実施(通年) 等 	
横浜市	こども青少年局 横浜市児童相談所 区福祉保健センター 健康福祉局	<ul style="list-style-type: none"> ・高校生世代の居場所や相談機関の紹介ポータルサイト「ふあんみつけ」(通年) ・青少年の非行・被害防止全国強調月間(7月)子供・若者育成支援強調月間(11月) ・児童虐待防止推進月間(11月) ・自殺対策、こころの電話相談、横浜いのちの電話相談(通年) 等
	市民局	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ問題を含む人権啓発パネル展示 中学生人権作文コンテスト表彰式(11月)、区民まつり等市内各所で実施 等
	教育委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・24時間子どもSOSダイヤル(電話相談・24時間365日体制) ・学校生活あんしんダイヤル(電話相談・火曜日～金曜日9時～17時) 等

お問合せ先

教育委員会事務局人権教育・児童生徒課長 住田 剛一 Tel 045-671-3706

いじめ防止市民フォーラムを開催します

12月は「いじめ防止啓発月間」

横浜市では「横浜市いじめ防止基本方針」に基づき、12月を「いじめ防止啓発月間」と位置づけ、様々な取組を実施します。本月間の一環として、子どもの健全育成に係る関係機関と協働し「いじめ防止市民フォーラム」を開催します。今年度のフォーラムでは、「横浜子ども会議^{*}」10周年を記念して、**全18区の代表校の児童生徒が一堂に会し、「いじめをなくすために、私ができること」を議論します！**

いじめ防止市民フォーラム概要

- 日時** 12月6日（火）13:00～15:15（12:30開場）
- 会場** 横浜市役所1階アトリウム（横浜市中区本町6-50-10）
- テーマ** オール横浜でつながり、広げる、いじめの未然防止の輪
～いじめをなくすために、私ができること～

- 内容** 1 児童生徒によるポスターセッション
各区代表の小中一貫教育推進ブロックごとに「いじめ防止」のための取組を発表
- 2 児童生徒による協議
ポスターセッションに参加した児童生徒全員でいじめを防止するために何ができるかを話し合います。最初はグループで、その後、代表者がステージで議論を深めます。参加者も進行も全て児童生徒による、まさに「子ども会議」です。



(昨年度のいじめ防止市民フォーラムの様子)

※横浜子ども会議：子ども主体のいじめ未然防止の取組として、全市立学校の児童・生徒が主体となって、いじめ未然防止に関して、話し合い取組を進める場です。各学校に加え、小中一貫教育推進ブロックでの話し合いも持たれています。また、夏には区ごとに「区交流会」を開催し、中学校ブロックでの話し合いや年間の取組について実践発表を行います。



12月は「いじめ防止啓発月間」

～子どもの健全育成に係る関係機関と協働して、いじめ防止の取組を推進～

▶ 関係機関の取組は裏面

「横浜市いじめ防止基本方針」に基づき、いじめを防止するには、特定の子どもや特定の立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む必要があります。児童生徒をいじめから守り、社会全体でいじめの防止に取り組むことへの理解及び協力を求めるため、下記取組を実施します。

- 取組1** いじめ防止に向けたポスター・のぼり掲出
啓発月間の「ポスター」と「のぼり旗」を全市立学校、関係機関・団体、区役所等で掲示
- 取組2** 市営地下鉄での広告掲出
市営地下鉄（ブルーライン車内・駅、グリーンライン車内）にて広告を掲出し、いじめの相談窓口について周知
- 取組3** いじめ解決一斉キャンペーン
各学校で、子どもたちに無記名アンケートを実施し、学校いじめ防止対策委員会で点検・確認



ポスター2種

のぼり各種

令和4年度 子どもの健全育成に係る関係機関等「横浜市いじめ問題対策連絡協議会」の取組について

(注)★は例年実施していますが、新型コロナウイルス感染症の影響で今年度実施できないものです。

関係機関・団体		取組内容
横浜地方法務局		<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの人権110番電話相談(通年) ・子どもの人権SOSミニレター(配布期間5月～6月) ・人権キャラバン(横浜市内小中学校での人権教室) ・中学生人権作文コンテスト横浜市大会表彰式及び作品朗読(11月) ・LINE相談周知用カード配布(11月～12月) ・人権週間街頭啓発運動(例年12月4日～10日)★ ・とどけよう「絵とことば」のコンテストの実施
神奈川県警察		<ul style="list-style-type: none"> ・非行防止教室の開催(通年) ・ユーステレホンコーナーによるいじめ等の電話相談(通年)
横浜市青少年指導員連絡協議会		<ul style="list-style-type: none"> ・全市一斉統一行動パトロール活動(7月) ・社会環境実態調査(7・8月) ・全市統一行動キャンペーン活動(11月) ・横浜市青少年指導員の研修会(9月)、大会(3月)において、青少年を取り巻く様々な問題について、専門家による基調講演を実施
横浜市子ども会連絡協議会		<ul style="list-style-type: none"> ・地域の大人による見守り活動(通年) ・地域での活動を通じた子どもたちによる支え合いの促進(通年)
横浜子ども支援協議会		<ul style="list-style-type: none"> ・横浜子ども支援協議会※に参画する各団体へのいじめ防止啓発月間に関する周知、普及啓発 ・各団体に通所している児童生徒に対するいじめ防止の啓発 <p>※不登校・ひきこもり等に対して社会的自立に向けた支援を行う市内の民間団体で構成</p>
横浜市PTA連絡協議会		<ul style="list-style-type: none"> ・横浜市PTA連絡協議会三行詩コンクールの実施(テーマ:「命の大切さ」「みらい」「家族のきずな」) ・PTA役員・委員の経験が1、2年目の方を対象とする、家庭と地域社会の役割、人間関係、相互理解についての勉強会実施
横浜市立学校 (小・中・高・特別支援学校)		<ul style="list-style-type: none"> ・学校いじめ防止対策委員会による組織的対応(通年) ・子どもの社会的スキル「横浜プログラム」の授業実施(通年) ・いじめ未然防止として「横浜子ども会議」の取組実施(通年) ・非行防止・防犯サミットの開催 ・人権週間におけるいじめ防止の取組(12月)
横浜市	こども青少年局 横浜市児童相談所 区福祉保健センター 健康福祉局	<ul style="list-style-type: none"> ・高校生世代の居場所や相談機関の紹介ポータルサイト「ふあんみつけ」(通年) ・青少年の非行・被害防止全国強調月間(7月) ・子供・若者育成支援強調月間(11月) ・児童虐待防止推進月間(11月) ・自殺対策、こころの電話相談、横浜いのちの電話相談(通年)
	市民局	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ問題を含む人権啓発パネル展示 ・中学生人権作文コンテスト表彰式(11月)、区民まつり等市内各所で実施
	教育委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・24時間子どもSOSダイヤル(電話相談・24時間365日体制) ・学校生活あんしんダイヤル(電話相談・火曜日～金曜日9時～17時) ・「横浜子ども会議」区交流会の開催(8月) ・いじめ問題に係る専門家による教職員研修会の実施

【横浜市いじめ問題対策連絡協議会とは】

いじめの防止等に係る関係機関の連携や啓発活動を推進するため、子どもの健全育成に係る関係機関等(横浜地方法務局、神奈川県警察、青少年育成団体、保護者代表、学校、児童相談所、本市関係行政機関等)で構成する協議会です。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/kyoiku/sesaku/ijime/20140821160127.html>

お問合せ先

教育委員会事務局人権教育・児童生徒課長 宮生 和郎 Tel 045-671-3706

「いじめストップ!」ワールドアクション【資料5】

2月はピンクシャツデー月間です。

PINK SHIRT DAY 2023 in Kanagawa

ピンクシャツデー 2023 in 神奈川

ピンクのシャツや小物を身につけて、あなたも「いじめストップ!」の意思表示を!!

物語の始まりはカナダ。男子生徒がピンクのシャツをからかわれ、いじめにあいました。それを知った二人の上級生が「ぼくらもピンクのシャツを着ていじめストップを!」と提案しました。翌朝のこと。賛同した生徒たちがピンクのシャツや小物を身につけて登校し、校舎はピンク色に。いじめストップにつながったそうです。以降、2月最終水曜日をピンクシャツデーとし、世界180か国以上のワールドアクションとなっています。

物語の続きは神奈川で。ストーリーにあなたのアクションを加えてください。

思いをつなごう
いじめストップ!



パネル
展示

2023年 2月22日(水) 13:00-18:00

新都市プラザ (横浜駅東口地下2階)

<https://pink-shirt-day-kanagawa.com/>



ピンクシャツデー 2023 in 神奈川

あなたもワールドアクションに参加してください！

学校配付のタブレット端末に書き込まれたいじめワードに傷つき、小6女子が自死したのは昨年とのこと。尊厳をおとしめる言葉や行為がネット上にも広がり、子どもたちの心身を傷つけています。つらさ・苦しさを受容され、信頼が根づく地域社会となるようにアクションを広げていきたいと思っています。

ピンクシャツデー神奈川推進委員会は誰ひとり取り残されることのない未来を願いつつ、2017年度から本活動に取り組んでいます。県や市町村、企業や団体、NPO、商業施設等が一体となつてのアクションは神奈川モデルとされ、全国でも注目されています。皆様のご支援・ご協力をお願いいたします。



ピンクのシャツや小物を身に着けた写真に、ハッシュタグ「#ピンクシャツデー神奈川」をつけてSNSへアップ！

SDGsの理念「誰ひとり取り残さない」のために、いじめストップ！を表明しましょう！

各SNSでも情報発信しています。フォローお願いします！

facebook.com/PinkshirtdayInKanagawa/

@DayKanagawa pinkshirtdayinkanagawa

ご協賛申込書 必要事項をご記入の上、下記FAX番号へ送信ください。

私は「ピンクシャツデー 2023 in 神奈川」の目的に賛同し、認定NPO 法人神奈川子ども未来ファンドに対して次のとおり寄付します。※協賛金は税額控除の対象となります。

申込日 年 月 日

お名前 (企業・団体名)	(ご担当者名:)
住所 〒	
電話番号	
メールアドレス	@

協賛金 10,000円 (個人1口以上、法人2口以上) 円

協賛金はこちらからもお申し込みいただけます <https://www.kodomofund.com/pinkshirtday/donation/>



貴社名(個人の方はお名前)の記載
(プログラム・報告書・HPを予定)

希望する ・ 希望しない

請求書の発行 希望する ・ 希望しない 受領書の発行 希望する ・ 希望しない

ピンクシャツ/グッズ サイズ別注文表

	SS (150)	S (163)	M (170)	L (179)	LL (181)	3L (183)	合計
オリジナルTシャツ (素材:ポリエステル) 1枚 1,500円 0内身長のみ 表 枚 枚 枚 枚 枚 枚							枚 円
ボタンダウンオックスフォードシャツ (素材:ポリエステル65%・綿35%) 1枚 3,000円 (男女兼用) 0内身長のみ 表 枚 枚 枚 枚 枚 枚							枚 円
オリジナルマスク (素材:ポリエステル92% ポリウレタン8%) 1枚 1,500円 サイズ:M							合計金額 枚 円
オリジナルタグ (素材:綿100%) 1枚 1,000円 サイズ:W330mm×H350mm							合計金額 枚 円
オリジナル任パッチ 1個 300円 サイズ:直径32mm							合計金額 枚 円
オリジナルストラップ 1個 500円 サイズ:直径32mm							合計金額 枚 円

ピンクシャツ/グッズは、こちらからもお申し込みいただけます <https://www.kodomofund.com/pinkshirtday/goods/>



協賛金・商品代金 振込先 銀行名:三菱UFJ銀行 支店名:横浜支店 普通 口座番号:4745762
口座名:特定非営利活動法人 神奈川子ども未来ファンド ピンクシャツデー

※個人情報、請求書・領収書・領品の送付、報告書等へのご芳名記載にのみ使用し厳重かつ適切に取扱いします。

【個人情報保護方針】については、神奈川子ども未来ファンドHPにてご確認ください。 <https://www.kodomofund.com/about/privacypolicy/>

※商品代金の振込確認後、領品の発送をさせていただきます。

※領収書には、振込用紙の控えをもって領収書にかえさせていただきます。別途必要な方は、事務局までお申し付けください。後日郵送させていただきます。

※領収金受領後、寄付控除証明書を発行します。

認定NPO 法人 神奈川子ども未来ファンド
ピンクシャツデー 2023 神奈川推進委員会事務局

〒231-0001 横浜市中区新港2-21 横浜ワールドポーターズがNPOスクエア

TEL & FAX : 045-212-5825 (月~金 10:00~18:00)

e-mail: info@kodomofund.com URL: <https://kodomofund.com>



再生可能エネルギー100%で、印刷工場が所有する施設や車両、購入した電力などエネルギーの製造時に排出されるCO₂を全てカーボンオフセット(相殺)した「CO₂ゼロ印刷」で印刷しています。また大気汚染の原因物質であるVOC(揮発性有機化合物)を削減したノンVOCインキを使用しています。

令和6年度 いじめ問題対策連絡協議会 年間予定

月 日	時 間	内 容
6月14日(金) または 6月21日(金)	午後	第1回 いじめ問題対策連絡協議会 場所：未定(市庁舎または周辺を想定)
10月18日(金) または 10月25日(金)	午後	第2回 いじめ問題対策連絡協議会 場所：未定(市庁舎または周辺を想定)
12月		いじめ防止啓発月間における取組 (のぼり、ポスター等)
12月上旬	PM	いじめ防止市民フォーラム 場所：未定